

平成23年12月1日

特許庁 特許審査第一部調整課審査基準室 御中

日本弁理士会
副会長 山本 宗雄

審査基準改訂案（存続期間の延長）への意見

標記意見募集に際し、下記のとおり意見を提出しますので、よろしくお取り計らい下さい。

記

新しい審査基準は、従来の運用の延長線上において最高裁判決の文言に矛盾しない工夫を行っており、審査実務上は大きな混乱をもたらさないと考えられることから、大筋において賛成である。

しかしながら、審査基準の改訂時点において、少なくとも次のような問題が新たに生じている可能性があるので、今後慎重な検討が必要と考える。

- ①効力範囲の解釈についての不確定さが増し、現場に混乱をもたらしかねない。
- ②単純な剤型変更にかかる处分でも特許権の延長登録が得られる可能性があり、特許権の存続期間の延長制度の本来の趣旨と齟齬が生じかねない。

なお、今回の審査基準改訂が、最高裁判決との齟齬を回避しつつ基準の明確化と早期の審査再開をめざしたものであることから、基本的議論を行うための余裕がなかった懸念がある。今後、有効成分に係る基本技術やそれらの投与方法に係る新しい応用技術をどう適切に保護するかについて、産業政策的な視点から、充分な検討がなされることを期待したい。

以上